

徳島県告示第四百三十号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり森林管理重点地域の指定を解除する。

令和七年八月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 指定の種別

第二種森林管理重点地域

二 指定を解除する区域

海部郡海陽町久尾字畑口一六の一（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は省略）